

静岡県告示第577号

港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する田子の浦港港湾施設を同法第12条第5項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和5年9月26日

田子の浦港港湾管理者 静岡県

代表者 静岡県知事 川勝平太

1 新たに管理する施設

種類	名称	位置	能力
船舶保管施設	依田橋船舶陸上保管施設	富士市依田橋772番	長さ137m、幅49m (面積 7,444㎡) 対象船舶船型 2GT×50隻
野積場 (2級)	依田橋1号野積場	富士市依田橋772番	面積 10,707㎡ 主要用材 土砂
護岸	依田橋護岸	富士市依田橋772番	構造形式 二重矢板式 延長 296.4m 天端高 3.8m 主要用材 コンクリート・土砂

2 概要を変更する施設

(1) 変更前

種類	名称	位置	能力
貯木場	沼川4号貯木場	富士市鈴川629番	面積 17,419㎡ 主要用材 アスファルト舗装

(2) 変更後

種類	名称	位置	能力
野積場 (2級)	沼川4号野積場	富士市鈴川629番	面積 17,419㎡ 主要用材 土砂

3 供用開始日

令和5年9月26日